

横浜事件再審裁判はまだ終わっていない！

法廷で、横浜事件の虚構と  
 「権力犯罪の構造」を明らかにする  
 最後の機会＝第4次再審裁判の前進に向けて  
**9・19集会を開催します！**

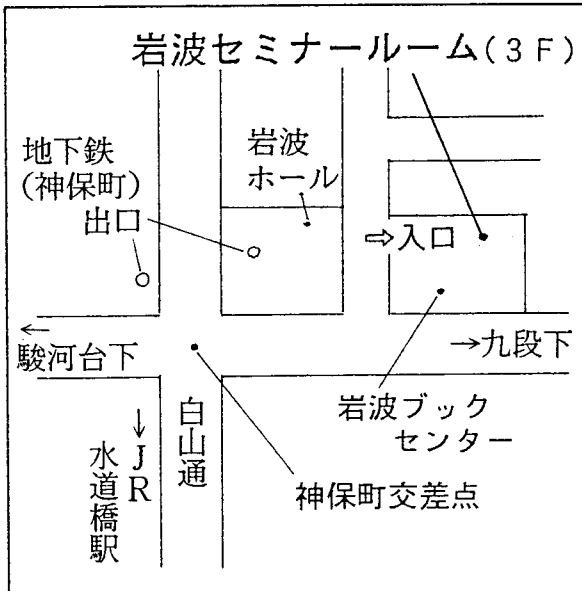
**講演 「憲法9条と横浜事件」**

奥平 康弘 先生（「九条の会」呼びかけ人）

**報告** 報告「第4次再審請求の目標と現段階  
 ——横浜事件再審裁判22年のこれまでとこれから」  
 大川 隆司・横浜事件第4次再審請求弁護団長

- ◎日時：9月19日（金）午後6時開場／6時半開会
- ◎会場：岩波セミナールーム  
 （神保町・岩波ブックセンタービル3F、地図参照）
- ◎参加費：500円

主催：横浜事件再審裁判を支援する会



▼さる3月、第3次請求に応じた再審裁判で最高裁は「免訴」を判決、事件には一歩も踏み込まず、横浜事件の全容説明は第4次請求に託されることになりました。

▼奥平先生は「九条の会」の呼びかけ人ですが、同時にこの「支援する会」の呼びかけ人でもあります。ずっと以前に「横浜事件と治安維持法」の主題でご講演いただきましたが、今回は上記の主題でお話しくださることになりました。

▼大勢のみなさんご参加をお待ちします。

横浜事件

再審裁判を支援する会

No.63

2008.9.5

（事務局）  
 〒101-0064  
 東京都千代田区  
 猿楽町1-4-8  
 松村ビル401  
 TEL03-3291-8066  
 FAX03-3291-8066

※今年度、会員未更新の方には、恐縮ですが振替用紙を同封させていただきます。

# 風化させない取り組み

横浜事件再審裁判を支援する会会員 小森 修

私が所属している治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟富山県本部〈国賠同盟〉は、再び戦争と暗黒政治の復活を許さない立場から、治安維持法と闘った人たちの歴史の発掘や顕彰運動など多彩な取り組みを行っています。

そうした運動のひとつですが、かつて富山県の開墾地で起きた農民たちの闘いを実体験者から話を聞き、『大沢野村小作争議』にまとめ、出版したことがあります。この著作は、後に地元『大沢野町史』の見直しや、顕彰碑建立に一石を投ずることになりました。

この度の「泊・横浜事件端緒の地」碑の建立のいきさつにも関連しますので、ここで少し小作争議のあらましを紹介してみたいと思います。

小作争議は1929年に、旧大

沢野村の開拓地で起きました。当時荒涼不毛の原野で、地主が入植者に示した条件は、五年間無年貢というものでしたが、地主が一方的に反故にしたことから、飯米にも事欠く農民たちは、農民組合を結成し闘いに立ち上がります。その後地主は、組合幹部三名の土地に「立入禁止」の札を立て、土地取り上げの裁判を強行したものの、二十四名の農民たちは動ぜず闘い続けます。

1933年の秋に県下一斉弾圧が行われ二百名余にのぼる指導者や農民が検挙されます。その中に、十名の大沢野の農民たちが含まれていました。取調べは、「背中から腰にかけて内出血で真っ黒になるまで櫂の棒で叩く」「富山署の武道場で両足を縛り逆さ吊りにして党員であることの自白を迫

る」など過酷なものだったといえます。犯罪名は一樣に「共産党員」でそれは横浜事件同様、過酷な拷問によるでつち上げでした。

組合幹部不在にもかかわらず残された農民たちは最後まで闘い、調停裁判で「年貢米を棒引きにする」「三名への訴訟は取り下げる」「争議費用は地主側が負担する」などで双方が合意し、丸四年にわたる壮絶な闘いに終止符を打ちました。

こうした開拓の苦難や小作争議の歴史は、1956年に『大沢野町史』には一切記述されていませんでした。しかし聞き書きの本の出版がきっかけとなって、町議会で『町史』の見直しが議論され2006年に改訂版を出し、開墾や争議の経過を紹介しました。その内容は、ほぼ『大沢野村小作争議』から抜粋したものでした。その後国賠同盟が、開拓の難事業と立ち向かい、治安維持法と闘い今日の美田を作り上げた先人たちを顕彰しようと小作争議の遺族を訪ね、碑の建立を打診したところ、

快諾が得られ、2006年3月「顕彰碑」が完成しました。この時は遺族を中心に建立委員会を立ち上げ、国賠同盟が広く募金を訴え運動を支えました。

こうした経緯を踏まえ、同年8月に行った国賠同盟の定期総会で「戦前の暗黒政治の恐怖の一端を後世に伝えるため、泊事件の実態を記した碑の建立をめざす」ことを提案しました。泊事件は、富山県泊町が発端の地であり、戦時下最大の言論弾圧「横浜事件」を繰り返すなどという、私たちの強い願いがありました。

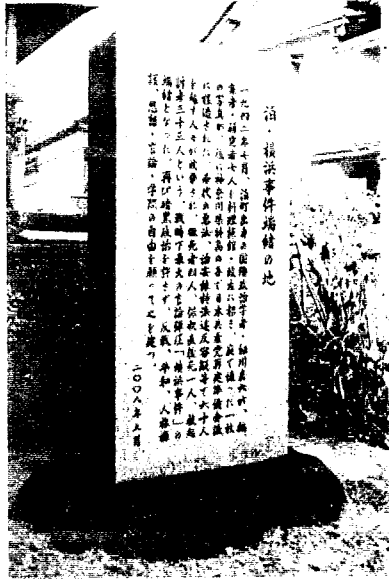
そして今年の5月、多くの方々のご芳志で「泊・横浜事件の端緒の地」の碑が料理旅館「紋左」様の敷地内に完成しました。

碑建立に際し、私たちの基本的な考えは、泊事件の犠牲者、遺族の方たちの願いや気持ちとびつたりしたものを目指すことでした。そのために、コンタクトを支援する会の事務局にお願ひしました。碑文は私たちが草案しましたが、

遺族の方々の意見を十分に拝聴し、仕上げに至りました。

除幕式の後、直ちに記念誌の編集に取り掛かり、8月下旬に発刊をみました。厳しい財政事情を顧みず刊行を思い立ったのは、寄進くださった方々へのご報告はもとより「泊・横浜事件の実相や再審裁判の現状をより広範な人たちに知っていただきたい」、そして「再審裁判の完全勝利を目指す運動に役立ててもらいたい」との思いからでした。

冊子は三部構成で、第一章は「泊・横浜事件の実相と再審裁判の経過」。元・中央公論の編集次長（現・横浜事件再審裁判を



▲「泊・横浜事件端緒の地」碑

願っています。

支援する会事務局）の橋本進氏に執筆をお願いしました。第二章は「泊・横浜事件を闘った人々」。

泊事件の犠牲者や遺族の方々の貴重な手記を紹介。その多くは「横浜事件再審裁判を支援する会」の会報から収録させていただきました。そして第三章に碑建立の取り組み経過の報告をしました。

冊子は、県内の公設図書館に寄贈したほか、横浜事件再審裁判を支援する会や料理旅館・紋左でも取次ぎをお願いし、頒布していただくことにしています。

碑建立が契機となつて国賠同盟大阪本部の女性たちが、9月に来県されます。歴史探訪で紋左を訪

### 「泊・横浜事件端緒の地」石碑建立式典に参列して

横浜事件再審請求人 小野新一  
(亡小野康人二男)

まず「泊・横浜事件端緒の地」の碑の建立を心からお慶び

申し上げます。そして建立を実現された関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。私は戦後生まれである上に、父を早く亡くし、母は事件について殆ど話さなかつたため、横浜事件について詳しいことは何も知らずにおりました。母は、1986年の第一次再審請求に加わりましたが、裁判を弁護団の先生方への「おまかせ」にしないで、自ら事件記録を研究し、上申書を書いたり、冊子を書いて世間に訴えることをはじめました。その様子は一緒に住んでいた妹が良く知っています。1994年の第二次再審請求に当たって、母は自分の高年齢を考え、弁護団の大川隆司先生の助言もあって、私と妹に請求人になって

ほしいと頼みました。そして1995年の9月に亡くなりました。

それから私も横浜事件に微力ながら正面から向き合うようになり、第二次の法廷も傍聴に出かけたりしました。

碑建立の式典では、地元の方々の発言もあり、細川嘉六先生の人となりに一瞬触れた気がしました。当日は台風の余波で風が強く、日本海の波頭が、白く立っているのがすごく印象的でした。前回訪れた時は、鏡のように波打ち際だけ波がおしよせていた記憶が鮮明に残っていました。帰り際に、朝堀筍をおすそわけしていただき本当にありがとうございました。それを酒の肴に一杯いただきました。報告申し上げます。

そうそう、参加していた中で、細川先生のお宅（世田谷）の話がでて、懐かしく思い出せたのも良かったです。最後に、ますますのご支援を賜りますようお願い致します。

相川 博さんから

西尾須和さんへの手紙

西尾諭香さんにいただいた資料より今回は、相川氏が西尾須和さんに宛てた手紙を紹介いたします。西尾忠四郎さん亡き後ご一家は新潟のご実家に居られたそうです。相川夫人が亡くなられたのは、昭和20年の秋口まだ暑い日だったと小野貞さんの著書にあります。夫人の後を追うように、2年後の6月には氏も幼いお嬢様を一人残して亡くなられています。西尾さんも相川さんも拷問により命を奪われました。

※ ※  
丁子に慈しみ深き御言葉を賜り有難う存じます。早速御礼を思いつつも父子二人の生活に追い廻され心ならずものびのびになりました。御許し下さい。

立場を異にすとはいへ、この悲しみとさみしさは西尾様にもいかにばかりならんと、ご推察いたします。私〇〇(2字判読不能)

※ ※

これからの道は畏友西尾忠四郎大兄の霊を担ひ、亡妻の骨壺も携へ唯一つの道を無能ながらぼつぼつ歩むべく心しております。生き残され生き残ったものの任務の重さを思い唯事ならず覚えます。未長く御高誼の榮を得たく存じます。

※ ※  
お嬢様お元気ですか。

さて、来る十一月十三日丸の内常照庵にて午前十時より横浜事件関係者全員が集まり抗議の相談をいたすことになりました。若しその頃御上京のやうでしたら、何卒御参加下さるやう御願いたします。

御遠方のご故わざわざのことには及びませんが、西尾君に代わつてこの挙に参加して頂きたく存じます。

寒さに向かいます。どうか御体に障らぬやう御配慮のほど祈ります。

敬具

東京都世田谷区世田谷

十一月四日

相川 博

会員の皆さんの声

☆「横浜事件」の全体の解明がなされ、暗黒政治に戻ることはないようにお祈りします。私が生まれる9年も前の事件ということで、皆様の長いたたかいに頭が下がります。

丹治洋子

☆最高裁判決に憤りを覚えました。国としての犯罪を断罪すべき最高裁あるいは国(司法)に、何かやうたい気持ちです。横浜地裁の期日お知らせください。カンパ送ります。

吉田尚

☆何のお役にも立たないで申し訳ありません。皆様の粘り強い活動に敬意を表します。

宇田健

☆ふじたあさやさんのお母様に私の母が親しく洋裁のお稽古をさせて頂いておりました。いろんなご縁を感じております。僅かですがお送りします。

山本宮子

☆最高裁免訴判決は、再審制度の意義からして誠に残念です。無罪判決を勝ち取るためのご活動を祈ります。秘密保護法制が検討されるようです。戦時下の統制につながらないよう見究めましょう。年会費のお届けが遅くなり申し訳ありません。残りは些少ですがお役立てください。

平光晋

カンパを寄せて下さった方々

〈3月〉大塚一男 橋本進 〈5月〉片岡晋介 藤原一成 岩田綾子 天野あぐり 丹治洋子 吉田尚 関原勇 今井清一 山本昌子 平光晋 永田誠 山口正 齋藤信子 〈6月〉石川迪子 酒井広

事務局より

▼まだ更新がお済みでない方に振替用紙を同封させて頂きました。財政難の折よろしくお願いいたします。  
▼泊事件の碑が建立され、記念誌が発行されました。財政の足しにと支援する会に300冊寄付して下さいました。一冊800円(送料共)です。ご希望の方は事務局まで郵便振替でお申し込みください。(金田)

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8  
松村ビル 401  
横浜事件再審裁判を支援する会  
tel/fax 03-3291-8066  
〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円  
●郵便振替 00130-7-150641  
●銀行振込 みずほ銀行九段支店  
普通預金口座 1478864  
横浜事件再審裁判を支援する会